

議第二百二十八号

岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する
条例について

岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する
条例

岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和二年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第二条第一号中「第七十三条の四第一項第一号」を「第七十三条の五第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三条の四第一項第二号」を「第七十三条の五第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提 案 説 明

地方自治法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

